

## パブリックコメント意見募集の結果公表

おびひろ男女共同参画プラン(案)に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、おびひろ男女共同参画プラン(原案)を次のとおり修正して策定することとしました。

## 【意見募集結果】

案 件 名	おびひろ男女共同参画プラン(原案)		
募 集 期 間	平成21年12月7日(月)～平成22年1月12日(火)		
意 見 の 件 数 (意見提出者数)	45件(7人)		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	1件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	5件
	参考	今後の参考とするもの	23件
	その他	意見として伺ったもの	16件
意 見 の 受 け 取 り	電子メール		1人
	郵送		人
	ファクシミリ		4人
	直接持参		2人

## 【意見等の内容】

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<b>【全体】</b> 男女共同参画を推進するためには、家庭や職場など、さまざまな分野で男性の意識改革を図ることが重要である。	1	<b>【既記載】</b> 男女共同参画社会の実現は男女がともに尊重しあい、対等なパートナーとして認識することが大切であり、男女ともにさまざまな分野で性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革が必要であるとの考えに基づき、プランを策定しています。
<b>【全体】</b> プランの考え方、目標や基本方向Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては同感です。	1	<b>【その他】</b> 男女が個人として人権を尊重され、対等なパートナーとして責任を分かち合い個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、着実な計画の推進に努めていきます。

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(2) 男女共同参画の啓発】 男女共同参画の参画の意味についてどう捉えているのか</p>	1	<p>【その他】 男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして互いの能力と責任において平等に社会を築いていくことと考えています。</p>
<p>【全体】 担当課職員の研修機会も必要であると考え</p>	1	<p>【その他】 ご意見のとおり、職員研修については必要と考えています。</p>
<p>【全体】 表現が抽象的であり、プランがどの様に展開していくか分かりづらい。</p>	1	<p>【その他】 長期間の計画であり、現在の制度・事業の見直しや廃止、また、新たな制度・事業の創設などが予想されることから、将来の状況の変化に柔軟に対応するため、基本政策の実現に必要な展開方向を示す形で記載しています。</p>
<p>【全体】 プランの実施とともに、プランの所轄課が見直しのスケジュール・観点・体制などについて、内部留保する必要があることから、現在の担当課の人員体制では物理的に困難と考える。「男女共同参画推進本部」の体制整備とともに、早急に再検討されたい。</p>	1	<p>【その他】 男女共同参画推進委員会は庁内における組織で昨年設立済みです。 プランの進捗状況については、毎年度把握していき、推進委員会等において報告し、検討していく予定です。</p>
<p>【第Ⅰ章 1 プラン策定の趣旨】 新プラン策定に当たっての「趣旨」に北京宣言の実現のために世界がこの問題に取り組んできた内容、そして日本が国連の勧告を受けている点(課題)等の文章を挿入することを要望する。</p>	1	<p>【修正】 日本の男女共同参画の取り組みは、国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできたことを踏まえ、「女子差別撤廃条約」の採択などについて記載します。</p> <p>&lt;修正案&gt; <u>日本の男女共同参画は、昭和 50(1975)年の国際婦人年から開催された4回の世界女性会議や、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取り組みの原点になっている「女子差別撤廃条約」の採択など、国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできました。</u> 国内においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法の制定や、「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められ、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきているものの、性別による固定的役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っています。</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【第Ⅰ章 1 プラン策定の趣旨】</p> <p>今日の社会情勢において貧困問題は深刻化しており、特に女性パート労働者や母子世帯の深刻な貧困状態など女性を取り巻く大きな問題として、「貧困と格差」の問題について記述すべき。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>プラン策定の趣旨については総括的な記述としていますが、ご意見の女性パート労働者や母子世帯については、文中の家族の形態や労働環境の変化に含まれていると考えています。</p>
<p>【第Ⅰ章 3 プランの性格】</p> <p>長期間の計画なので途中で見直すことができるようなシステムが必要だと思う。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>プランの基本的な考え方の中で、施策に基づく取り組みについては、進捗状況や社会情勢の変化に応じ適宜見直しを行うこととしています。</p>
<p>【第Ⅰ章 プランの性格】</p> <p>10年にわたるプランの実施に当たり、「施策の方向」及び「主な取り組み」の見直しを市民に見える形で行うことを要望する。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>計画の進捗状況や社会情勢の変化により取り組みを見直す時には市民周知等により意見を徴します。</p>
<p>【第Ⅲ章 全体】</p> <p>プランで取り組む事業は実施可能なものを。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>プランでは、取り組み可能な事業を想定しています。</p>
<p>【第Ⅲ章 全体】</p> <p>主な取り組みについては担当課を明記すべきである。また、市民の役割について具体的に表記すべきである。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>男女共同参画推進委員会等で庁内横断的に取り組みを進めていきます。</p> <p>また、市民の皆様にはそれぞれが男女の人権を尊重することや固定的な性別役割分担意識の解消などに努めていただきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(1) 男女平等の視点に立った教育の推進】</p> <p>事業計画策定時には、PTA役員や町内会長などの「指導的立場にある市民」対象の啓発活動の徹底を要望する。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>関係機関や団体と講座等の開催を連携しながら啓発に努めていきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(1) 男女平等の視点に立った教育の推進】</p> <p>父母(特に父母会役員などのコミュニティのリーダー)が男女平等・人権・セクハラ・パワハラなどに関する研修を受ける機会を設けて欲しい。</p> <p>影響力の大きい方たちに対する学習支援は、効果が大きいと思う。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>男女平等・人権・セクハラなどに関する講座など、関係団体との連携による開催を企画していくことを考えています。</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(2) 男女共同参画の啓発】</p> <p>メディア対策の市民啓発を広く厚く「男女共同参画」「女性の人権」に的を絞った企画で「市民一般」に対する開催を要望する。メディア・リテラシーの一般論では、啓発の徹底はできないと考える。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>関係機関や団体との連携を図りながら、「女性の人権等」の企画講座の開催をする等広く啓発に努めていきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(2) 男女共同参画の啓発】</p> <p>男女共同参画推進員について記載されていないが、その存在はどうあるべきなのか。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画推進員による啓発を進めるものとして記載しています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(2) 男女共同参画の啓発】</p> <p>現在活動している「男女共同参画推進員」の役割と組織化、活動の精査と人材活用なども、プランの中に位置づけておくべきである。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>男女共同参画推進員のあり方については今後より良いあり方を委員の皆さんと協議していきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(3) 女性の人権を尊重する認識の浸透】</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の理念の啓発は、先ず、関係機関に徹底する事業が必要である。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、実施に向けて関係部課と協議を行っていきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶】</p> <p>社会のあらゆる場面に潜在するセクシャル・ハラスメントに代表される女性への嫌がらせは女性の社会参画を阻む重大な要因であり、ドメスティックバイオレンスよりも社会的損失が大きいと、嫌がらせ(ハラスメント)の根絶に重点を置くべきである。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>雇用の場等、さまざまな環境におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の啓発や相談体制の周知により女性に対する暴力の根絶に向けて進めていきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標1 基本方向(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶】</p> <p>高い専門性のある相談員を早急に配置すること。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>DV や行政の役割等の研修等とあわせ、関係機関との連携を強化していきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標2 基本方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進】</p> <p>審議委員等の選出内規を市民に明示し、その中で女性枠をあらかじめ決めておく方法で執行すること。(函館市で実施)</p>	1	<p>【その他】</p> <p>帯広市においても、公募の実施や女性委員の拡大に努めていきます。</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【第Ⅲ章 基本目標2 基本方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進】 農村社会は閉鎖的、封建的で男性優先が根強く残っている。</p>	1	<p>【その他】 農村部に対する男女平等の意識啓発等に努めていきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標2 基本方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進】 農業経営活動の参画支援の取り組みに新しいことがない。農業未経験者の研修や農業の仕組み、農業の素晴らしさを伝えるなどを行ってはどうか。</p>	1	<p>【参考】 農業経営活動への女性の参画支援に努めていきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標2 基本方向(2) 地域社会への男女共同参画の促進】 防災分野への女性の参画は早急に改善すべき課題であり初年度からの成果を希望する。</p>	1	<p>【参考】 意見の趣旨を踏まえ、関係部下と連携して、女性の参画を図っていきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標2 基本方向(2) 地域社会への男女共同参画の促進】 男女共同参画の推進を目的として活動している市民団体への助成と人材の活用を積極的に行うよう要望する。</p>	1	<p>【参考】 人材の活用を図るよう検討していきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標3 基本方向(1) 男女がともに働くための環境整備】 ワーク・ライフ・バランスの普及は、ことの是非よりも経済状況に左右されるため、経済団体との連携を密にすることが重要である。</p>	1	<p>【参考】 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めるためには事業所の理解が必要と考えており、経済団体と連携をとりながら、周知啓発を図っていきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標3 基本方向(2) 就労における男女平等の促進】 家庭の形態も変わりつつある反面、職場での男女共同参画が進展していないため、苦悩している人も多いようだ。</p>	1	<p>【その他】 男女がともに働きやすい環境づくりのための取り組みを進めていきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標3 基本方向(2) 就労における男女平等の促進】 将来の労働力不足が想定されるので、企業も女性の労働条件の改善を早急に行う必要があり、人材確保の切実感を個々の企業が理解する機会を、経済団体を通して設けることが重要である</p>	1	<p>【参考】 職場における男女平等の促進に向けて経済団体等と連携を図って講座等の開催について検討していきます。</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【第Ⅲ章 基本目標3 基本方向(2) 就労における男女平等の促進】</p> <p>セクシャル・ハラスメント等の女性への偏見は潜在的で根深い。男性の意識改革を促す機会を職場に徹底する必要がある。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、啓発や相談窓口の周知などの徹底を図っていきます。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標3 基本方向(3) 就業機会の促進】</p> <p>シングル家庭の諸問題、DV被害者の救済等は女性の就業支援で大部分が解決される。したがって、ハローワーク、21世紀職業財団等の関係機関と連携してワンストップ相談窓口の開設を要望する。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>女性への就業支援に係る相談窓口は重要と考えるため、ワンストップ相談窓口の開設についても検討していきます。</p> <p>また、母子家庭等の母親の就労を支援するため、北海道において母子家庭等就業・自立支援センターの設置を計画しています。</p>
<p>【第Ⅲ章 基本目標4 全体】</p> <p>従来から担当してきた部局の職員に対して、男女共同参画の研修を実施し、各事業を男女共同参画の視点から洗い直す作業を実施するよう要望する。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>庁内の男女共同参画推進委員会等をとおして、職員が男女共同参画について同じ視点を持てるよう図っていきたいと考えています。</p>
<p>【第Ⅳ章 プランの推進】</p> <p>罰則を伴う「男女共同参画」の条例化が効果的であると考えている。(参考までに)</p>	1	<p>【その他】</p> <p>ご意見については参考とさせていただきます。</p>
<p>【第Ⅳ章 プランの推進】</p> <p>このプランの策定に当たり、帯広市男女共同参画条例の制定に触れられていないのは、何故なのか。</p>	2	<p>【その他】</p> <p>男女共同参画の気運の醸成を図るためには、まず、施策の実施や啓発に努めていくことが重要と考えています。</p>
<p>【Ⅳ プランの推進】</p> <p>プランの運用・実施に当たり、担当課と各部局の関係性を明示し、「男女共同参画推進本部」の体制と機能を具体的に整備しなければ、行政としての責任は不明確になるため、主な『取り組み』を担当する部局の明示が必要である。是非とも検討されたい。</p>	1	<p>【既記載】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、プランの総合的な推進を図るため、「帯広市男女共同参画推進委員会」において、庁内横断的な施策の展開を図っていきます。</p>
<p>【第Ⅳ章 1 推進体制 (1)市民等による推進体制の整備】</p> <p>プラン推進組織の立ち上げと同時に、研修を行うことを要望する。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>これまでの男女共同参画に係る取り組みの経緯や関係法令などについて理解をしていただくことは必要と考えています。</p>
<p>【第Ⅳ章 1 推進体制 (2)庁内推進体制の充実】</p> <p>プラン推進については、実施時において、より具体的な施策を念頭において取り組むことが効果的である。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、プランの推進においては、男女共同参画推進委員会において庁内横断的に具体的な施策の展開を図っていきます。</p>

市民等の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【第IV章 1推進体制 (2)庁内推進体制の充実】 庁内研修の実施を要望する。	1	【参考】 庁内の男女共同参画推進委員会などを通して、男女平等意識等の啓発を進めていきたいと考えています。
【参考資料】 資料一覧を添付する。	1	【参考】 ご意見のとおり、分かりやすいものとするため表示します。
【参考資料】 旧プラン記載の第4回世界女性会議北京宣言、及び行動綱領目次は記載すべきである。	1	【参考】 今回、参考資料では、女性の人権尊重に直接的に関わるものに限って掲載するものとなりましたが、我が国の男女共同参画は、女性差別撤廃条約の批准にはじまり、北京宣言・北京行動綱領などの国連の運動と連動してすすんできた経緯があることから、要望の件についてご意見のとおり前回と同様に記載します。
【参考資料】 この 10 年間の重要な指標となる「北京宣言」と平和への女性の願いとして不可欠である「憲法第九条」の文言の掲載を要望する。	1	【参考】 今回、参考資料では、女性の人権尊重に直接的に関わるものに限って掲載するものとなりましたが、我が国の男女共同参画は、女性差別撤廃条約の批准にはじまり、北京宣言・北京行動綱領などの国連の運動と連動してすすんできた経緯があることから、要望の件についてご意見のとおり前回と同様に記載します。
【その他】 「男女共同参画の実現」をリトマス試験紙にしなければ、この分野のプランは無意味となる。プランの実施にあたり慎重を要する。	1	【その他】 事業の実施状況や効果・課題について整理しながら進めていきたいと考えています。
【その他】 このプランを一課に一冊常備し、各部局の事業を「男女共同参画の視点」で見直すことを要望する。	1	【参考】 市役所のオンラインシステムにより、全課に配信し、誰もがプランを目にすることができる環境とし、男女共同参画について啓発していきます。
【その他】 男女共同参画推進課は、市役所の全事業、行政執行全般について「男女共同参画の視点」で点検可能な体制を整備することを要望する。	1	【参考】 庁内の横断的な組織として設置した男女共同参画推進委員会をとおして、男女共同参画に係る事業を展開していきます。
【その他】 概要版の全戸配布を要望する。 (広報折込み)	1	【参考】 広く市民にプランの存在を周知し、男女共同参画を推進するためには有効な手段のひとつであると考えており、広報「おびひろ」にプランの概要等を掲載するとともにコミセン等に配布し、周知を図っていきます。